

防衛省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈防衛省評価委員会〉
駐留軍等労働者労務管理機構 理事長	H18. 4. 1~H22. 3. 31 (同上)	0. 9

※ 業績勘案率（案）の算定は別添のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「防衛省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について（通知）」
（平成 22 年 9 月 13 日付け防独委第 3 号）をもって貴委員会から通知のありました業績勘
案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

(別紙)

1. 法人の業績について

「防衛省所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」について（意見）」（平成21年12月9日付け政委第36号。以下「昨年度意見」という。）において示したところと同じく、本部事務所移転を巡る事情を総合的に勘案し、法人の業績が良好でないと言えないものと考えている。

2. 役員の職責について

昨年度意見において、「理事については、本部事務所移転の担当理事であり、本部事務所の移転や機構法の改正について機構と防衛省との調整が未了であるにもかかわらず、機構の意思決定に基づき移転を実施したことについて責任を有する者の一人であることから、役員の職責に係る事項に関し、減算要因がある」としたものである。

これに対し、理事長は「法人を代表し、その業務を総理する」立場にあって、法人の長として最終的な意思決定権限を有することは周知のとおりである。

これを踏まえ、本部事務所移転問題に関する経緯、対応をみるに、防衛省との調整、候補地の選定、移転の決定、賃貸借契約の締結など重要な意思決定に当たり役員等会議等の議を経たとはいえ、監事が本部事務所の移転先が東京都以外にある場合は駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第5条を改正しなければならない旨法的な問題を指摘し、防衛省が法改正は行わない旨を再三通知又は連絡していたにもかかわらず、理事長自らが現に本部事務所の移転に関与し、及びこれを決定した責任は極めて重いものである。加えて、本部機能の分散化は業務上極めて非効率との指摘を受けているほか、今般本部機能を都内のより安価な場所に集約化することとなったものの、少なくとも大田区蒲田の事務所の賃借料等は無駄な支出であることなどを合わせ考えれば、理事長を補佐して担当業務を掌理する理事の責任とは自ずと異なるものとする。

なお、過去に他の法人において、不祥事案に関して担当理事と理事長の両名の責任が問われた例があるが、これは職員が関わった不祥事案の結果に対する管理監督責任を問われたものであって、本件本部移転問題とは事案を異にし、同列に論じることはできないと考える。

3. 意見

以上の点を考慮した上で、貴委員会において更に審議を深めていただきたい。

別添

防衛省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
				基準勘案率（※1）	調整	
					特段の貢献度等 （※2）	
駐留軍等労働者労務管理機構	理事長	H18.4.1～H22.3.31	(参考) 在任期間 同左	1.0	▲0.1	0.9

※1 「防衛省独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成19年3月8日防衛省独立行政法人評価委員会）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）2（1）において、各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とすることとされている。なお、各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目毎に点数化（5から1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定することとされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」2（3）ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする事とされている。